

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の 成立に際しての学会声明

平成24年9月11日

日本造血細胞移植学会

より多くの患者さんに完璧な治癒を提供する造血幹細胞移植の着実な発展のために、本学会が積極的に取り組んできた造血幹細胞移植振興のための法整備については、2012年9月6日の衆議院本会議において表記法案が可決され、平成25年度における予算措置の後、平成25年度下半期にも施行されることとなった。この法律によって、本学会が自主的に年余にわたって取り組んできた患者・ドナー登録・フォローアップ事業が国庫の支援対象として認められるとともに、新薬、新機器の迅速な導入等を含む移植に関わる研究の振興が謳われたこと、加えて、骨髄バンク・臍帯血バンク事業の振興が法的根拠を持ったことを、学会は大いに歓迎するとともに高く評価するものである。

本学会、小児血液・がん学会、骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワークをはじめとする関連諸団体や厚生労働省が連携して達成した Gift of Life の橋渡しに関する長年の実績が、一部臍帯血バンクの財政危機・事業停止に心を痛めたボランティアの訴えと、その動きを造血細胞移植全般の振興の契機にしようとした国会議員の方々の卓見と融合することにより、初めて成立したのがこの法律である。そして多くの人の善意によって成長を続けてきた造血幹細胞移植という領域をさらに発展させ、確固たるものにしようとするために造られたという点が最大の特徴である。ここには、造血細胞移植に対する国民、国のこれまでの評価と今後への大きな期待が込められている。造血細胞移植は、

一つの健康体から二つの健康体を造るという、病における助け合いの精神に満ちた治療法であるとともに、近未来の細胞治療や再生医療の先駆的存在であり、その可能性に大きな期待が寄せられている治療法である。これらの事が多くの人に認識された結果が、この法律の成立につながったと考える。

法律が制定されれば、患者・ドナーの長期健康管理、それを実行する上での医療者や施設の責務が、バンクドナーの安全担保、臍帯血の品質確保等と共に、我々医療関係者に課せられることとなる。しかし、これらの規制や義務化は、既に我々が日々当然の事として行ってきた業務・多職種連携をより理想的な形へと発展させることを法的に支持するものであると理解したい。法律は骨子であり、それをどのように運用するか所謂肉付けがこれから開始される。来年度半ばの施行に向け、“この法律が出来て本当に良かった”と、患者さん・患者さんご家族、ドナーの方、その他本領域に関連する人達並びに本学会会員が心から思えるようにしなければならない。そのためには、会員諸氏が今後とも“現場の専門家”として、法律の具体的な運用法の策定に積極的に参画されることを期待するものである。